

1. 業務の内容等

当所では、県民の健康、安心安全な生活を守るため、公衆衛生行政関係部局と連携を密にしながら、保健衛生分野での科学的かつ技術的中核機関として、①調査研究②試験検査③地域保健関係者等に対する研修④公衆衛生情報の収集・解析・提供を4本柱とする事業に取り組んでいる。

2. 各課の業務

(1) 総務企画課

①感染症情報の提供

県内外で発生する感染症の患者及び病原体情報の収集・解析を行い、県民及び関係機関に対し、週報、月報、年報、ホームページで情報の提供を行っている。

②各種研修会の実施

公衆衛生に携わる方々の資質の向上を目的に市町村、その他公的機関等の検査施設職員や医療・福祉関係の学生の方々を対象として各種研修会を実施している。

③食品 GLP の信頼性確保のための内部点検

食品 GLP の重要性に鑑み、内部点検等を実施し、食品衛生検査施設における試験検査の信頼性確保に努めている。

(2) 微生物課

①感染症発生動向調査等及び感染症流行予測調査

感染症発生動向調査として、感染症の発生予防、蔓延防止を図るため、県内の病原体定点から提供された検体からの病原体の分離・同定を実施。また、感染症流行予測調査としてインフルエンザ、麻しんの抗体保有状況調査などを行っている。

② HIV 等の抗体検査及び食中毒等の原因微生物の検査

HIV、ウイルス性肝炎等の抗体検査、食中毒や感染症発生時の原因微生物の検査を実施。その他、畜産食品（乳製品等）からの病原微生物検査、医療機器等の無菌検査等を行っている。

③調査研究事業

調査研究事業として「結核疫学調査における結核菌 DNA デジタルデータベースの構築」、「腸

管系ウイルス不顕性感染リスク分析」、「福島県におけるウイルス性感染症の発生動向と効果的なモニタリング体制に関する検討」を実施。

(3) 理化学課

①食品安全対策事業及び医薬品等の取締事業

県民の食の安全を守るため、農産物中の残留農薬、畜水産物中の動物用医薬品等、流通米中のカドミウム、貝毒の検査を実施。平成 18 年 5 月から施行されたポジティブリスト制度に鑑み、残留農薬や動物用医薬品等の一斉分析、また、医薬品の規格試験や、健康被害の発生が危惧されるいわゆる健康食品中の医薬品成分等の検査を実施している。

②放射能の検査

原発事故に伴い、平成 23 年 10 月より加工食品及び飲料水の放射性物質検査をゲルマニウム半導体検出器を用いて実施。

③レジオネラ属菌の検査や一般依頼検査等

生活環境対策として全国的には死亡例も報告されている浴槽水におけるレジオネラ属菌の検査を実施。また、県民からの一般依頼検査として、温泉水・井戸水等の検査等を実施。

④調査研究事業

調査研究事業として、「加工食品の放射性物質測定（重量変化率等）に関する調査」を実施。

(4) 試験検査課及び各支所

①食品安全対策事業にかかる食品等の取去検査

福島県食品衛生監視指導計画により保健所が取去した食品等の検体について、細菌検査や理化学検査（保存料や着色料等）を実施。また、県民からの一般依頼検査として飲料水や検便等の検査を実施。

②食中毒等感染症発生時の検査

感染症（O-157 等腸管出血性大腸菌等）や食中毒発生時（サルモネラ・ウェルシュ菌等）には、迅速な検査を実施し、原因究明に努めている。

③ HIV 即日検査事業

HIV の蔓延防止のため、平成 18 年 9 月より 3 保健福祉事務所（県北・県中・会津）を窓口として実施している HIV 即日検査事業の HIV 抗体検査を実施。

